省　令

○総務省令第四十七号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、総務省聴聞手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十五日

総務大臣　武田　良太

総務省聴聞手続規則の一部を改正する省令

総務省聴聞手続規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十二条**　法第二十四条第一項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。 ［一～八　略］ ［2　略］ 3　法第二十四条第三項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～三　略］	（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十二条**　法第二十四条第一項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～八　同上］ ［2　同上］ 3　法第二十四条第三項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。